




事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分



特定の事業活動に伴うもの

事業活動に伴って排出される右記の品目は、すべて産業廃棄物です。

- 廃プラスチック類**  発泡スチロール、PPバンド、ペットボトル弁当・カップめんの容器、合成樹脂くすなど
- 金属くず**  空き缶、一斗缶、金網、スチール製品など
- ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず**  空きびん、コップ、茶碗、ガラス製容器、コンクリートブロックなど
- その他** 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじんなど。
複数の素材でできた産業廃棄物
例) コピー機(廃プラスチック+金属くず+ガラスくず)
・乾電池(金属くず+汚泥)

不適正廃棄物の混入防止



事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入しています!



廃プラスチック類

金属くず

オイル缶
(金属くず)

ペットボトル
プラ容器
(廃プラスチック類)

豊中市伊丹市クリーンランドは一般廃棄物中間処理施設であり、事業所から排出される『廃プラスチック類』や『金属くず』などの産業廃棄物の受け入れはできません。伊丹市では、事業系一般廃棄物の中身を検査しており、産業廃棄物が混入している場合は厳しく指導していますので、適正に処理を行ってください。

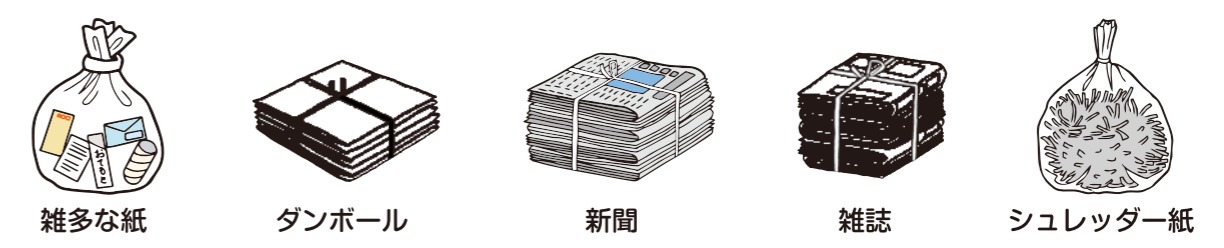
事業系ごみの減量

事業所のごみを減量することで

- 環境負荷の低減につながります。
- 処理にかかる経費の削減につながります。
- 企業のイメージアップにもつながります。

「紙類の分別」は、ごみ減量の基本です!

混ぜればごみ・分ければ資源 ごみを減らす取り組みを!



雑多な紙 ダンボール 新聞 雑誌 シュレッダー紙